

2

**重点行動計画**  
要保護児童対策の推進

母子健康手帳交付時や乳幼児健診の機会を活かした相談・指導、保護者を対象にしたセミナーの実施、家庭訪問などにより子育ての見守りや支援を行います。学校開放行事への参加や登下校時のパトロールの実施、地域の先輩に学ぶ授業を企画するなど、学校・園と地域が連携を強め、社会全体で子どもの見守りを行います。

**重点事業**

①乳幼児相談

家庭訪問や乳幼児健診などの機会に、乳幼児をもつ保護者に対して、保健師や福祉関係職員が、育児相談や保健、福祉サービスの案内、子育て情報の提供を行い、個別の状況に対応した子育て支援に取り組みます。

②子育てセミナー

子育てに悩みや不安を持つ保護者を対象に子育てセミナーを開催し、「しかり方・ほめ方」など具体的な方法を理解することで、子育ての喜びを実感できるよう支援します。

③命の感動体験

次世代の親となる小学校高学年の児童が、乳幼児やその保護者とのふれあいを通して、親子のきずなや命の大切さを学ぶことを目的とし、また、将来、親になったときの不安を軽減してもらうため、民生委員などの協力を得て「命の感動体験」事業の拡充を図ります。



命の感動体験

④児童虐待の防止

区の子育て支援室では、母子健康手帳交付時や乳幼児健診などの機会を活かして、母親などの子育ての不安解消及び虐待の早期発見に努めます。また、乳幼児健診の未受診児に対しては、子どもの安否確認を行うため、家庭訪問を実施します。児童虐待の通告に対しては、子ども家庭センターと連携して、迅速な対応を行います。

さらに、学校、保育所などと虐待に関する情報共有を行い、民生委員児童委員が実施しているすくすく訪問などと連携し、地域全体で子どもを守る体制づくりを進めます。



子どもへの暴力防止プログラム (CAP)

3

**重点行動計画**  
青少年の健全育成

学校と地域との連携を進め、青少年の健全育成を図ります。あわせて青少年フェスティバルなど青少年と住民との交流事業を行い、青少年の健全な育成に取り組みます。

**重点事業**

①ジュニアチームの育成

《再掲 実践プラン1-①-①参照》

各地域のジュニアチームの活動を支援するとともに、活動内容などについて相互に情報交換を行い、各チームの活動の充実を図ります。あわせて、区内全域での結成をめざし、地域への取り組みを行います。

②青少年活動への支援

「こども110番 青少年を守る店・守る家」の取り組みの拡充、青少年の居場所づくり、地域パトロールの実施など青少協活動を強化するとともに、警察、学校と連携し、薬物乱用防止、携帯サイト対策などの青少年の健全育成に努めます。



薬物乱用防止に向けた啓発

# 各事業の役割分担 (主な取り組み)

協創により効果があがる取り組み (Red outline)  
事業効果のより高い取り組み (Green outline)

	区民の皆さんが中心になって	行政が中心になって
1 子育て家庭への支援	①おやこの広場	●地域が中心になって事業を実施
	②新生児訪問	●支援必要家庭の見守り
	③すくすく訪問	●児童委員が中心になって事業を実施
	④発達障がい児支援	●学校・園との連携と関係機関への橋渡し
	⑤学童との交流支援	●学校・園の活動参加と地域行事の開催
2 要保護児童対策の推進	①乳幼児相談	●事業への参加
	②子育てセミナー	●親子による事業への参加
	③命の感動体験	●学校・園と民生委員児童委員協議会で事業を実施
	④児童虐待の防止	●学校・園との連携と関係機関への橋渡し
3 青少年の健全育成	①ジュニアチームの育成	●地域の関係団体による事業の推進
	②青少年活動への支援	●青少年育成協議会による事業の企画と推進
	●企画・広報・運営等の支援	●企画・広報・運営等の支援
	●企画・広報・運営等の支援	●企画・広報・運営等の支援
	●乳幼児健診時の希望調査と広報活動	●学校・園への対策企画・運営の支援
	●学校・園への対策企画・運営の支援	●企画・広報・運営等の支援
	●学校・園との連携と関係機関への橋渡し	●学校・園への対策企画・運営の支援
	●関係機関による企画・運営の支援	●企画・広報・運営等の支援